別紙様式第二十四

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換に係る媒介等に関する報告書(一括報告分)

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿
報告者：
氏名又は名称
及び代表者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
住所又は所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者氏名(電話番号) ＿＿＿＿＿＿＿＿

共 通 項 目						
取引の種類	取 引 年 月					

電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法(該当分に○ 4. の場合には( )内に使用した換算の方法(レート)を記入すること。)
1. 実勢相場　　2. 月中平均レート　　3. 月末レート　　4. その他(　　)

(単位：百万円)

電子決済手段等の種類				非居住者の所在地国等			取 引 金 額
イ		ロ					
コード	名称	コード	名称				

(記入要領)
1　西暦により記入すること。
2　「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
3　本報告書は、報告しようとする電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換が行われた日の属する月毎に記入すること。
4　3千万円相当額以下の電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換を除外して報告することが困難な場合には、これらを含めて報告して差し支えない。
5　「共通項目」及び「明細項目」におけるコード番号は、裏面のコード表の記載に従い記入すること。
6　本報告書は、「取引の種類」ごとに別葉として作成すること。
7　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
8　電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換の取引当事者の氏名又は名称については、別途適宜の方法により管理・保存しておくこと。

(日本産業規格A4)

【報告書裏面】
【共通項目】

取引の種類【注1】		取引年月【注2】	
コード	定義		
1	居住者による電子決済手段等の買入	YYYYMM	西暦年月 (6桁)
2	居住者による電子決済手段等の売却		
3	電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換		

【明細項目】

電子決済手段等の種類【注3】		非居住者の所在国等【注4】		取引金額【注5】
コード	定義	コード	定義	
1	ビットコイン(BTC)	(3桁)	本省令別表第2に定める国又は地域番号	本邦通貨換算 (百万円単位)
2	イーサリアム(ETH)			
3	リップル(XRP)			
4	ビットコインキャッシュ(BCC又はBCH)			
5	ライトコイン(LTC)			
6	その他			

【注1】取引の種類　居住者による電子決済手段等の買入を「1」、居住者による電子決済手段等の売却を「2」、電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換を「3」として記入すること。

【注2】取引年月　年表示は西暦(4桁)で記入し、月表示は「01」から「12」までとして記入すること。

【注3】電子決済手段等の種類　(1)　電子決済手段等の売買
売買する電子決済手段等の種類をイ欄にのみ記入すること。
(2)　電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換
居住者が譲り受ける電子決済手段等の種類をイ欄に、居住者が譲渡する電子決済手段等の種類をロ欄に記入すること。
(注)　コード「1」～「5」を記入する場合、「名称」欄の記入は要しない。

【注4】非居住者の所在国等　取引の当事者のうち非居住者の所在国又は地域を本省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。

外国にある事業所に勤務する目的で現に外国に滞在しているなど本邦国籍を有する非居住者との取引は、当該非居住者の所在国又は地域を記入すること。

【注5】取引金額　以下の取引の種類に応じた金額を記入すること(単位未満は四捨五入)。

(1)　電子決済手段等の売買
電子決済手段等の売買の対価の額を記入することとし、外国通貨で決済した場合には、本省令第35条第1号の規定により円換算の上、記入すること。
(2)　電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換
居住者が譲り受ける電子決済手段等を本邦通貨に換算した額を記入すること。電子決済手段等の本邦通貨への換算は、本省令第36条の2第2項に定める方法により行うこととし、具体的な換算の方法については、「電子決済手段等と他の電子決済手段等との交換の本邦通貨への換算方法」の1.～4.の該当する番号に○を付けること。「4.その他」の場合には、具体的な換算の方法(レート)を記入すること。

(注)　本報告書の提出に際しては、この裏面を転写することは要しない。